

## 在宅医療・介護連携推進事業

厚生労働省は、在宅医療・介護連携推進事業について、「医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。そのためには関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する」と謳っており、地域包括ケアシステムの構築、醸成に向けた取り組みを進めています。

具体的には、(ア)地域の医療・介護の資源の把握、(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援、(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援、(カ)医療・介護関係者の研修、(キ)地域住民への普及啓発、(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携の8項目が挙げられています。

そのため、本会では、大阪府医師会、他の地区医師会と連携、協力の下、高齢者が安全かつ安心して暮らせるよう、在宅医療と介護を、包括的かつ継続的に提供するために必要な方策、支援を行ってまいりたいと存じます。

<在宅医療・介護連携推進事業のイメージ図>

